佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金 交付要綱

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター

(目 的)

第1条 公益財団法人佐賀県産業振興機構佐賀県産業イノベーションセンター所長(以下「所長」という。)は、令和7年8月に実施された天草陶石の値上げを受け、佐賀県の窯業界を守る観点から従前から行われている生産性向上や価格転嫁などの取組の加速化及び陶土価格の激変緩和等を目的とし、予算の範囲内において、佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、この補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)、佐賀の焼物・陶土価格高騰緊急応援事業費補助金交付要綱(令和7年10月2日流通第1136号佐賀県産業労働部流通・貿易課伝統産業支援室長通知。以下「佐賀県要綱」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 佐賀県の窯業関連事業者とは、以下の①又は②に該当する事業者を指す
 - ①陶磁器の製造又は卸売を主たる業務とする事業者
 - ②陶磁器の原材料等(陶土、生地、型、生地及び型の運送、溶剤、釉薬、絵具、商品用の 箱等)の製造等を主たる業務とする事業者であって、過去1年間(令和6年8月1日か ら令和7年7月31日まで)に県内の陶磁器製造業者に原材料等を納入等した実績がある 事業者(以下「原材料等の製造業者等」という。)
 - ※原材料等の製造業者等については、過去1年間(令和6年8月1日から令和7年7月 31日)に県内の陶磁器製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類(納品書・受 領書等)の写しの提出が必要。
 - (2) 小規模事業者とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者、並びに、CSOのうち、以下①から④のいずれかに該当する者をいう。 ※CSOとは、Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、特定非営利活動法人等の組織・団体をいう。

①法人 · 個人

業種	常時使用する従業員数
商業(卸売業・小売業)・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20 人以下
製造業その他	20 人以下

②組合関連

	組	織	形	態	常時使用する従業員
					数
企業組合					5人以下

協業組合	
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	
商工組合、商工組合連合会	1
信用協同組合	1

③特別の法律により設立された組合又はその連合会

組 織 形 態	常時使用する従業員数
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会	
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連	
合会	5人以下
酒販組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	
内航海運組合、内航海運組合連合会	
技術研究組合	

④常時使用する職員数が 20 人以下の CSO

(3) 中小企業とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する 中小企業者、並びに、CSOのうち、以下①から④のいずれかに該当する者をいう。

①法人・個人

	要 件()	要件(いずれかを満たす)		
業種	資本金の額又	常時使用する従業員数		
	は出資の総額	市時使用する促来貝数		
製造業(以下以外)	3億円以下	21 人以上 300 人以下		
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用	月タイ 3億円以下	21 人以上 900 人以下		
ヤ及びチューブ製造業並びに工業用~	シルト			
製造業を除く。)				
卸売業	1億円以下	6人以上100人以下		
小売業	5 千万円以下	6人以上50人以下		
サービス業 (下記以外)	5 千万円以下	6人以上100人以下		
ソフトウエア業又は情報処理サービス	業 3億円以下	6 人以上 300 人以下		
宿泊業	5千万円以下	21 人以上 200 人以下		
娯楽業	5 千万円以下	21 人以上 100 人以下		
その他の業種	3億円以下	21 人以上 300 人以下		

②組合関連

	組	織	形	態	常時使用する従業員
					数
企業組合					6 人以上 300 人以下

協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
信用協同組合

③特別の法律により設立された組合又はその連合会

組 織 形 態	常時使用する従業員数
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会	
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連	
合会	6人以上300人以下
酒販組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	
内航海運組合、内航海運組合連合会	
技術研究組合	

- ④常時使用する職員数が 21 人以上の CSO
- (4) 常時使用する従業員(CSO にあっては、職員、以下同じ)とは、次に掲げる 者以外のものであって、予め解雇の予告を必要とする者をいう。
 - ・会社役員(従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれる。)
 - ・個人事業主本人及び専従者
 - ・ (この補助金の申請時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職 中の者(法令や就業規則等に基づき休業・休職措置が適用されている者)
 - ・日々雇い入れられる者(1か月を超えて継続して雇用した場合を除く)
 - ・2か月以内の期間を定めて雇用される者(所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く)
 - ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者(所定の契約期間を超 えて雇用した場合を除く)
 - ・試用期間中の者(14日を超えて雇用した場合を除く)
- (5) 事業場内最低賃金とは、当該事業場における雇入れ後3か月を経過した常時 使用する従業員の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいう。
- (6) 補助事業とは、補助金の交付の対象となる事業であって、計画の内容及び補助金の 交付の適否について所長が適当と認めた事業をいう。
- (7) 補助対象者とは、補助金の対象となる事業者をいう。
- (8) 補助事業者とは、第8条第1項に規定する交付決定を受け補助事業を実施する補助 対象者をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、第5弾佐賀県中小企業生 産性向上支援補助金に申請する事業者を除く。
- 2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ)
- (2) 暴力団員(暴力団員よる不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象となる事業及び経費)

第4条 補助対象となる事業は、佐賀県内で実施する事業であって、以下のものとする。ただし、下記の3つの事業に、佐賀県産業政策課が実施している「令和7年度価格転嫁伴走支援プロジェクト」による「価格転嫁推進のための専門家派遣事業」(交付申請時点で申込を完了している場合に限る)加えた4事業から2つ以上の事業を実施することを要件とする。なお、陶土製造業者に限り、1つの事業の実施でもよい。

補助対象事業	補助対象となる取組内容
設備投資•補修等支	・生産性向上(高付加価値・効率化)のための設備・システム導
援事業	入、補修等
長寿命化計画策定支	・施設設備等の長寿命化のための計画策定
援事業	
陶土価格支援事業	・佐賀県内の陶土製造業者からの陶土(天草陶石を原材料に使用す
	るものに限る)購入

- 2 補助対象経費は別表第3に掲げるとおりとし、原則として第8条第1項に規定する交付 決定の日(以下「交付決定の日」という。)以降に発生したものに限る。ただし、令和7年 8月1日以降交付決定日前に発生した経費については補助対象とすることができる。陶土価 格支援事業については別紙5のとおりとする。
- 3 別表第4に掲げる経費は補助対象経費として認めない。
- 4 陶土価格支援事業における経費は他補助対象経事業における経費との費目間流用は認めない。

(補助率及び補助金額)

- 第5条 補助金の補助率及び補助金額は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 2 補助対象者は、国若しくは地方自治体又は民間団体等から、委託事業の受託又は補助金 の交付を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、本補 助金の補助対象経費とすることはできない。

(補助事業の実施期間)

第6条 事業実施期間は、原則として第9条第1項の規定による交付決定の日から次に掲げる日までとする。

令和8年1月15日

ただし、第4条第2項ただし書きに定める経費がある場合の事業実施期間の始期は、当該 経費の発生した日(発注日をいう。)とする。

2 前項に掲げる事業実施期限までに、購入物の納入状況等補助事業者の責めによらないや むを得ない事情により事業を完了することができない場合には、事前に期限延長の申出書 (別紙2)を提出することにより、所長が認めるものに限り、次に掲げる期限まで事業実施 期限の延長をすることができる。

令和8年1月31日

3 所長は前項の申出書の内容が認められない場合は、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付申請書は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出期間は次のとおりとし、提出部数は1部とする。 令和7年10月3日~令和7年10月24日
- 3 補助金の交付申請を行った者は、次条の規定による補助金の交付決定がなされるまでの 間は、当該申請を取り下げることができる。なお、この場合において、特に申請者が求め る場合を除き、既に提出された申請書等は返却しない。

(補助金の交付決定)

- 第8条 所長は、第7条第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査委員会において当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、その旨を補助対象者(以下「補助事業者」という。)に通知する。なお、なお、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。
- 2 前項に定める審査委員会の運営に関する必要な事項及び審査基準については、所長が別 に定める。
- 3 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付決定するまでに通常要すべき標準的な期間は、提出期限から概ね30日とする。

(交付決定の辞退)

- 第9条 補助事業者は、交付決定の日から20日間内であれば、交付決定を辞退することができる。
- 2 前項の規定による辞退に関する届出書は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付の条件)

- 第10条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 法、令、規則、佐賀県要綱及びこの要綱の規定に従うこと。

- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、所長の承認を受けること。ただし、次に掲げる①~④に該当する変更については、この限りではない。
 - ①交付決定時の補助金の額の30パーセント以内の減額
 - ②補助事業に要する経費の増額(ただし、交付決定時の補助金額を超えての交付は行わない)
 - ③交付決定時の補助事業に係る支出計画のうち、補助対象経費(税抜)間の30パーセント以内の金額の変更
 - ④その他、補助事業の趣旨そのものに影響を及ぼさないと所長が判断する範囲での事業内容の変更
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約等については、「佐賀県ローカル 発注促進要領(平成24年10月9日付け)」(以下「ローカル発注促進要領」という。) に沿い、県内企業と契約することに努めること。
- (4) 交付決定の日から 20 日を過ぎて補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、 所長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合に おいては、速やかに所長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の次年度から5年間保管し、所長の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるようにすること。
- 2 前項第2号の規定により、所長に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。所長は、変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、変更の承認をすべきものと認めたときは、速やかに補助金の変更交付決定を行い、その旨を補助事業者に通知する。
- 3 第1項第4号の規定により、所長に補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止又は廃止の承認申請書は、様式第4号又は様式第5号のとおりとする。

(契約等)

- 第11条 補助事業を行うため10万円(税抜)以上の売買、請負、その他の契約をする場合、補助事業者は2者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不適当である場合は、理由書(別紙3)を提出することで一者選定によることができる。なお、第4条第2項ただし書きに規定する経費については、発注書、契約書等その事実を示す書証を提出することにより、これに代えることができる。
- 2 補助事業者は、物品の購入等にあたっては、ローカル発注促進要領に基づき、県内の事業者の優先的な活用に努めるものとし、この場合において、県内の事業者の見積もり額が県外の事業者の見積もり額がより高額となる場合は、ローカル発注調書(別紙4)を提出するものとする。なお、第4条第2項ただし書きに規定する経費については、発注書、契約書等その事実を示す書証を提出することにより、これに代えることができる。
- 3 発注にあたっては売買契約等を締結することに努めること。ただし、契約を締結するこ

とが困難又は不適当である場合は、契約書に代えて請書、見積書によることができる。

- 4 補助対象となる経費は見積金額が10万円(税抜)以上のものに限る。少額の経費については、複数を同一業者にまとめて発注することで見積金額が10万円(税抜)以上になる場合は補助対象として認める。ただし、修繕費については見積金額が10万円(税抜)未満の場合も補助対象として認める。
- 5 陶土価格支援事業については前4項の規定とは別に別紙5に定めるとおりとする。
- 6 前5項の規定は、第8条に定める補助金の交付申請に準用する。
- 7 補助事業を実施するにあたって、前項の見積と異なる内容で見積を徴する必要が生じた 場合は、補助事業者は事前に所長に報告し、その指示に従わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を所長の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(状況報告)

- 第 13 条 所長は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業遂行の状況について事業遂行 状況報告書の提出を求めることができる。
- 2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第6号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第 14 条 実績報告書は、様式第 7 号のとおりとする。 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 1 月 15 日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。ただし、第 7 条第 2 項に定める、期限延長の申出書(別紙 2)を提出している場合には、当該申出書にて定めた期限まで提出期限を延長することができる。

(補助金の額の確定)

第 15 条 所長は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 この補助金は、前条による補助金の額が確定し、補助金交付請求書(様式第 8 号) の提出を受けた後に交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第 17 条 所長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定 の全部又は一部を取消すことができる。ただし、補助事業者の責めに帰すべき事由でない ときはこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず交付決定の日から3月を経過しても補助事業に係る発注を行わないとき
- (3) 補助事業の完了の前に補助事業を中止又は廃止したとき
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき (補助事業者への連絡がとれない場合や、所長(及びその職員)からの依頼に対する 不履行等により、事務処理に著しく支障が生じた場合など)
- (5) 補助事業者について第3条第2項各号及び第3項の規定に該当すると判明したとき
- (6) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- (7) その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法、 令、規則、佐賀県要綱、要綱又は所長の命令、処分若しくは指示に違反したとき
- (8) 何らかの理由により法人または個人の事業を継続することができなくなったとき
- 2 所長は、前項により取消しの決定を行った場合は、書面により補助事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(財産の管理等)

- 第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完成後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、10 万円以上(税抜)の設備・備品が補助事業の対象物件である場合、取 得財産について取得財産管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、50 万円以上(税抜)の設備・備品については、県が作成するこの補助金に係るステッカーを当該物件の視認できる個所にそれぞれ貼付しなければならない。なお、50 万円以上(税抜)の設備・備品がない場合は、補助事業に係る物件のうち最も高額な設備・備品の視認できる個所に、1 枚を貼付しなければならない。
- 4 所長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を佐賀県産業イノベーションセンター(以下センターという)に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50 万円以上(税抜)の機械、器具、備品及びその他の財産とし、その処分を制限する期間は、 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数と する。
- 2 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときは、様式第9号の財産処分申請書により、所長の承認を受けなければならない。
- 3 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(収益納付)

第20条 所長は、補助事業者が補助事業の実施により事業期間内に相当の収益が生じたと認められたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額をセンターに納付させることができるものとする。

(産業財産権等に関する報告)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第 10 号による「産業財産権等取得等届出書」を所長に提出しなければならない。

(報告)

- 第22条 補助事業者は、事業の実施において次の各号のいずれかに該当する場合には速やか にセンターに報告するものとする。
 - (1) 事業者の名称の変更及び住所(所在地)、代表者の変更を行ったとき
 - (2) 所長が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき

(秘密の保持)

- 第23条 センターは、事業者が本要綱に従って事務局に提出する各種申請書類及び経理等の 証拠書類等(以下「提出書類等」という。)については、補助金の交付のための審査及び 補助金の額の確定のための検査等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲での み使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって 適切に管理するものとする。
- 2 この補助金に関する事務に伴い収集した個人情報(個人又は法人に関する情報であって、 特定の個人又は法人を識別することができると認められるもの。)は、この補助金に関す る業務を行うためのみに利用する。

(交付決定情報の取扱い)

- 第24条 第8条第1項により交付決定したときは、センターのホームページにおいて交付決定した補助対象者及び事業計画名に関する情報を公開する。
- 2 提出された事業計画に関する審査状況及び交付決定に関する情報に対する照会には応じられない。

(その他)

第25条 所長は、補助事業者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出 を求めることができる。 附則

この要綱は、令和7年10月3日から適用する。 附 則

この要綱は、令和7年10月6日から適用する。

別表第1(第3条関係)

対象者	佐賀県の窯業関連事業者のうち小規模事業者	· 及びそれ以外の中小企業とする。た
	だし、以下のいずれかに該当するものは除く。	
	①発行済株式の総数又は出資金額の総額の1/2↓	以上を同一の大企業が所有している事
	業者	
	②発行済株式の総数又は出資金額の総数の 2/3	以上を大企業が所有している事業者
	③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員	員総数の1/2以上を占めている事業者
要件	以下のいずれかに該	当すること
	賃金 UP 要件	売上減少要件
	以下の全ての項目を満たす事業者。	以下のいずれかに該当する者。
	①令和5年10月15日から令和7年11月30日までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引き上げに伴う賃金を支給していること。**i**2	①令和5年10月~令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月~令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること
	賃金を956円以上にしていること。 ③いずれの時点においても佐賀県の地域別 最低賃金及び特定(産業別)最低賃金を 下回っていないこと。	②令和 5 年 10 月~令和 7 年 3 月までの連続する 3 ヶ月の合計粗利益額 ^{*3} が令和 2 年 10 月~令和 5 年 9 月までの連続する同 3 ヶ月の合計粗利益額と比較して 3%以上減少していること
	※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。 ※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。	※3 本補助金において、粗利益額とは、収入金額(売上高)から次のものを減じた金額をいう。 ①製造業にあっては製造原価 ②卸売業及び小売業などその他の業種にあっては売上原価 ※令和5年8月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする。

別表第2 (第5条関係)

補助対象事業	補助率	補助金の上下限額
設備投資・補修等支援事	3分の2以内	①小規模事業者 (個人)
業		1 事業場につき 15 万円~200 万円
長寿命化計画策定支援事	3分の2以内	②小規模事業者 (法人)
業		1事業場につき 30 万円~200 万円
陶土価格支援事業	陶土購入費	③中小企業
	の値上分相	1事業場につき 50 万円~200 万円
	当**	

※値上げ前後の単価差額(円/kg)に補助対象期間に購入した量(kg)を乗じたものが補助金交付予定額となる。(詳細は別紙5のとおり)

経費区分	内容
機械装置・シ	①専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具(測定工具・
ステム構築費	検査工具等)の購入、製作に要する経費
	②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウエア・情報システム等
	の購入・構築に要する経費(HP や EC サイトの開設に必要な経費を除く)
	③①又は②と一体で行う改良・修繕、工事、据付け又は運搬に要する経 費
	*1 機械装置又は自社により機械装置やシステムを製作・構築する場
	合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」となります。
	│*2 「改良・修繕」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使 │ │
	のです。
	│ * 3 「据付け」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用さ│ │
	お、機械・装置を単に購入する場合は契約書等が必要ないことがあ
	りますが、工事や据え付けなど「請負」となるものは契約書等が必
	要になる場合があります。 *4 自動車等車両のうち 、 ①「減価償却資産の耐用年数等に関する
	省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の「機械及び装置」区分に
	該当するもの (例:ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式 作業用機械設備) 、②移動販売車両等、専ら補助事業のために使用
	作業用機械取佣/ 、②移動販売単両寺、守ら畑助事業のだめに使用 される車両についてのみ、この機械装置・システム構築費での計上
	が可能です。
	*5 3者以上の中古流通業者から型式や年式が記載された見積合わせ
	を行っている場合には、中古設備も対象になります。 *6 機械装置・システム構築において50万円(税抜)以上の経費を要
	する場合等、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助
	金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事
	業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されることが あります。
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を自ら作成するために必要となる経
	費、及び、広告媒体等を活用するため当該広告事業者に直接支払われる 経費
	*1 パンフレット等の制作を第三者に依頼する場合、及び、広告事業
	者に広告媒体の活用を依頼する場合であっても、企画・制作・デザ
	│ イン・放送等の業務を一括して依頼するときは、委託費となりま │ │ す。
	・。 *2 ¹ 補助事業期間中に経費支出をしていても、実際に広報がなされる
	(情報が伝達され消費者等に認知される。)時期が補助事業期間終
展示会等出展	了後となる場合は補助対象となりません。 新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
費	*1 佐賀県又は佐賀県産業イノベーションセンター(佐賀県又は佐賀
	県産業イノベーションセンター以外の機関が、佐賀県又は佐賀県産 ***********************************
	業イノベーションセンターから受けた補助金等により実施する場合 を含む。)により出展料の一部助成を受ける場合の出展料は、補助
	対象外です。
	*2 展示会出展の出展料等に加えて、関連する運搬費(レンタカー ***********************************
	代、ガソリン代、駐車場代、旅費等は除く。)・通訳料・翻訳料も 補助対象となります。
	*3 展示会等の主たる対象者が事業者ではなく消費者である、いわゆ
	るBtoCタイプの展示会等(物産展、直売会等)、来場者への販売した。
	を主目的とし、販路開拓に繋がらないものは補助対象となりませ ん。
	*4 補助事業期間外に開催される展示会等の経費は補助対象となりま
	せん。

	*5 選考会、審査会(○○賞)等への参加・申込費用は補助対象となりません。
	*6 海外展示会等の出展費用の計上にあたり外国語で記載の証拠書類 等を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語
	で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。(実績報告の際
	に提出する証拠書類の翻訳料は補助対象外です。) * 7 飲食費を含んだ商談会等参加費は補助対象となりません。
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、
	デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費 *1 購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限に
	* 1
	業完了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。ただし、90%以上を使用した場合は全量分が補助対象経費と
	して認められます。
	*2 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿(任意様 式)を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。
	*3 販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は補助対象外となります。(試作品の生産に必要な経費は対象となりま
	│ す。) │*4 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外と│
	なります。
資料購入費	事業遂行に必要不可欠な図書等を購入するために支払われる経費 *1 取得単価(税抜)が10万円未満のものに限ります。(例:1冊
	99,999 円 (税抜) は可、1冊 100,000 円 (税抜) は不可)
	*2 購入する部数・冊数は1種類につき1部(1冊)を限度としま
	す。(同じ図書の複数購入は対象外です。) *3 中古書籍の購入は、「同等の中古書籍」の2者以上(個人は不
	可)からの相見積(古書販売業者のネット通販サイトのコピーでも
<u>維役務費</u>	可)が実績報告時に提出できる場合に限り、補助対象となります。 事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的
₩ ₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支 払われる経費
	*1 実績報告の際に、作業日報や労働契約書等の提出が必要となりま す。
	*2 臨時雇い入れとみなされない場合(例えば、あるアルバイト従業
	員への支払給料を雑役務費として計上した後、当該アルバイト従業
	員に社会保険を適用させ正規型の従業員として雇い入れる場合等) には、補助対象となりません。通常業務に従事させるための雇い入
	れも補助対象となりません。
	*3 本経費の対象とする従業員については、本補助金(賃金 UP 支援 枠)の要件確認における事業場内最低賃金の算定対象者とはなりま
	せん。
借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払 われる経費
	*1 借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、本事業に要
	│ する経費のみとなります。契約期間が補助事業期間を越える場合 │ │ は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみとなりま │
	す。
専門家謝金	■ 事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝 札として支払われる経費で、費用の支出に際して、専門家に対し源泉
	徴収が行われるもの
	*1 佐賀県産業イノベーションセンター職員や行政機関等の職員など 一般的に謝金が不要な専門家等に対しての謝金支出は対象にすることはできません。
	*2 謝金の単価は、補助事業者が定める規程等によりその単価の根拠
	が明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があり ます。
	*3 謝金単価を内規等により定めている場合は、その支出基準を踏ま
	えた額が上限となります。 * 4 依頼する業務内容について事前に書面等を取り交わして、明確に

	したもののみ、補助の対象となります。
	また、専門家が行った指導・助言について、日時・場所・指導を 受けた対象者名、指導の具体的内容を明確にした書類を実績報告時
	に提出されるもののみ、補助の対象とします。
	なお、本事業への応募書類作成代行費用は補助対象となりません。
	*5 マーケティング、ブランド構築、広告宣伝等について専門家等か
	ら指導・助言を受けるのは、販路開拓等の取り組みとして補助対象 になります。
	*6 源泉徴収を行ったことを証する書類(源泉徴収票、又は預かり金)
	の計上を行ったことがわかる仕訳票・当月損益計算書等の写しな
T 7.7+h	ど)が必要になります。
委託費	上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三 者に委託(委任)するために支払われる経費(HP、EC サイトを開設す
	るために専門業者を活用する場合や市場調査等についてコンサルタン
	ト会社等を活用する場合等、自ら実行することが困難な業務に限りま
	† 。)
	*1 委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側で
	ある補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。 *2 例えば市場調査の実施に伴う記念品代、謝礼等は補助対象となり
	ません。
	*3 補助事業者に指導・助言をする専門家等に対する謝礼は専門家謝
从沙弗	金に該当します。 上記に該当しない経費であって、建築(改修)工事や機械改良工事等
外注費 (工事費)	工能に該当しない経貨であって、 建築 (以修) 工事や機械以及工事等 事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注 (請負) するために支払
(工手具)	われる経費(店舗の改装や車両の改修等、自ら実行することが困難な
	業務に限ります。)
	*1 外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側で ある補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。
	*2 店舗改装において50万円(税抜)以上の外注工事を行う場合等、
	「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受
	けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での
	使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されることがあります。 ※3 看板設置工事の場合は、佐賀県屋外広告物条例(昭和39年佐賀県
	※3 看板設置工事の場合は、佐賀県屋外広告物条例(昭和 39 年佐賀県 条例第 43 号)による手続を完了することが必要です。
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
	購入する機械装置の運搬料については、機械装置・システム費に含め
研修費	ることとします。 本事業遂行のため必要な教育訓練や講座受講等に係る経費
別 修 賃	本事来受けのため必要な教育訓練や講座支講寺に係る程質 *1 補助事業の遂行に必要がない教育訓練や講座受講等は補助対象外
	です。
	*2 教育訓練や講座受講等に係る費用の補助を希望する場合は、事業
	計画中に①研修名、②研修実施主体、③研修内容、④研修受講費、 ⑤研修受講者についての情報を必ず記載してください。(この5点
	が明記されていない場合や、不適切な訓練や講座が計上されている
	場合などは、研修費を補助対象経費とすることはできません。)
	*3 研修受講以外の経費(入学金、交通費、滞在費等)は補助対象外
	│ となります。 │ *4 教育訓練給付制度など、本事業以外の国や県等からの教育訓練に
	係る補助・給付を重複して利用することはできません。
修繕費	既存設備の補修に係る経費
	*1 既存設備の部品交換や状態維持(メンテナンス)に係る経費とし
	ます。 *2 実績報告時に補修する設備の補修前と補修後の写真が必要となり
	本名
	*3 見積金額10万円(税抜)未満の場合も補助対象となります
陶土購入費	佐賀県内の陶土製造業者からの陶土購入費用
	│*1 原料として天草陶石を使用している陶土に限ります。

別表第4 (第4条関係)

補助事業の対象として認められない経費

- 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 旅費
- ・フランチャイズ加盟料
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費(クラウドサービス利用費に含まれる付帯経 費を含む。)
- ・商品券等の金券
- ・販売する商品の原材料費(陶土購入費用は除く)、文具などの事務用品や包丁や食器など の調理器具等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 不動産の購入費(建物の増築を含む)、株式の購入費
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための 弁護士費用
- 収入印紙
- ・振込手数料(代引手数料を含む。)及び両替手数料
- ·公租公課(消費稅、自動車稅等)
- 各種保険料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウエア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具、一般車両(乗用車やトラックなど)等)の購入費(機械装置・システムを構成する一部として必要であり、専用に使用することが認められる場合を除く。)
- ・クラウドシステム利用料や広告料等において、補助事業の始期(発注日や契約開始日等)と終期(契約満了日等)が明確に確認できない費用
- ・中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費(3者以上の中古流通事業者から型式や年式が記載された見積合わせを行っている場合は除く。)
- ・車両購入時におけるリサイクル預託金、登録・諸費用(非課税のもの)、車検費用、自動 車等車両の修理費
- ・事業に係る自社の人件費(雑役務費を除く。)
- ・令和3年度~令和6年度に中小企業新事業チャレンジ支援事業、中小事業者新事業展開設備導入支援事業、佐賀型賃金 UP 支援事業、佐賀県中小企業生産性向上支援事業、第2弾佐賀県中小企業生産性向上支援事業、第4弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金、佐賀県多様な人材確保環境整備支援事業、第2弾佐賀県多様な人材確保環境整備補助金で採択されたものと同一事業(同一経費)
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

令和 月 年 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター 所 長 様

【申請者】

所在地 Ŧ

佐賀県

フリガナ

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

書類送付住所·宛名 Ŧ

(書類送付先が企業の住所・代表者と異なる場合に記載)

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付申請書

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要綱第7条第1項 の規定により、下記のとおり申請します。

記 1 実施事業: □設備投資・補修等支援事業 □長寿命化計画策定支援事業 □価格転嫁推進のための専門家派遣事業※ □陶土価格支援事業 ※価格転嫁推進のための専門家派遣事業については本補助事業とは別に実施する 事業となります。<u>交付申請時点で申込をしていることが必須です</u>。 ※陶土製造業者は1つの事業で可。

- 2 補助金交付申請額: 金
- 3 添付資料(添付している資料に✓)
 - □登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
 - □確定申告書別表第1の写し

 - □営業許可証の写し(営業許可が必要な業種のみ) □従業員数を確認できる書類の写し(法人事業概況説明書、青色申告決算書、収支内訳書等)
 - □県内の陶磁器製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類(納品書・受領書等)の写し (原材料等の製造業者等に該当する場合のみ)
- □賃金台帳の写し(引上げ前**1と引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月**2) □事業経費の内容と金額が確認できるもの(見積書、カタログ等) □陶土価格支援事業補助金額算定表(必要に応じて)
- □一者選定理由書(必要に応じて)
- □□□□ル発注調書(必要に応じて)
- □設備導入等前後の状態を確認するための導入等前(導入等場所)写真
- □誓約書(別紙1)
 - ※1 引上げ前とは引上げの基準となる月の賃金台帳です。
 - ※2 引上げ予定で申請をする場合は引上げ前の賃金台帳のみ提出してください。
- ※提出資料については最後に詳細を示していますので、必ずご確認のうえ提出するようにしてください。

4 事業実施計画書

申請事業場	事業場	の名称								
情報(※1)	事業場の	の所在地								
事業計画名										
事業実施期間		令和	年 月	月	\sim	令和	年	月	日	
		課題(要点を 題の解決に				記載するこ	こと)			
事業内容 (※2)	(この事業	に意欲的に耶	なり組む計 値	画であるこ	とが分	う かるよう	に要点を	と絞って言	己載する	こと)
	○取組の	効果(取組を	効果を分か	りやすく』	具体的	こ記載する	ること)			
	施設(事	業所・店舗	1) 名称							
実施場所	所有形態			自己所	有・負	賃貸・そ	の他(.))	
(※3)	住 所									
	電話番号									
	1			l .						チェック欄
		今回の補助					又は他の	の自治体	が実施	
経費確認 他の補助金の 利用確認 経費確認 産性向 佐賀県 材確保			レンジ支 「小企業生 で援事業、 様な人材確 管整備支援)対象経費	産性向上 第4弾佐 保環境整 事業で採	支援 賀県 「備支 択され	事業、第 中小企業 爰事業、 れたもの	2 弾佐ฐ 生産性 第 2 弾	貿県中小 句上支援 左賀県多	企業生 事業、 様な人	
	他の補助 金の申請 確認	第5弾佐賀	3県中小企	業生産性	向上列	支援補助	金に申請	青してい:	ない。	
賃金台帳の確認	添付してい	いる賃金台帳	長の写しに	虚偽はな	·V v					

- ※1 同一法人・同一個人事業主で複数事業場を申請する場合には、事業場ごとに書き分けて、それぞれ申請書一式を提出 してください。
- ※2 必要に応じて図表や別紙を添える等、事業内容が具体的に分かるよう記載してください。
- ※3 複数ある場合は、行を挿入するなどして、すべて記載してください。

項目	予定年月(和暦)

垻 目	了是千月(相僧)

※ 事業完了期限(令和8年1月15日)までに事業が完了(納品・支払い及び実績報告書の提出が完了)するスケジュー ルとしてください。

6 経費明細表

(1) 「設備投資·補修等支援事業」「長寿命化計画策定支援事業」

5 事業の実施から完了までの予定スケジュール

(単位:円)

			(中位・11)
補助対象経費区分※1	事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)(A)	備考※2
機械装置・システム構築費			
広報費			
展示会等出展費			
開発費			
資料購入費			
雑役務費			
借料			
専門家謝金			
委託費			
外注費(工事費)			
運搬費			
研修費			
修繕費			
合計			

|--|

^{※1} 該当する「補助対象経費区分」の欄に記載してください。※2 経費の内容が分かる資料(見積書、カタログ、数量等)を添付してください。※3 補助金交付申請額は補助対象経費(A)(税抜)の合計に 2/3 を掛け、千円未満を切り捨てて算出してください。補助上限額 200 万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

(2) 「陶土価格支援事業」

(単位:円)

補助対象経費区分	事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	備考※1	
陶土購入費				
交付申請する陶土は天草陶石を原材料に使用したものである。				

補助金交付申請額②※2:値上分相当額(千円未満切捨て、税抜)	

- ※1 経費の内容が分かる資料(値上げ前の単価が分かる書類、値上げ後の購入内容が分かる書類を添付してくだ
- さい。詳細は別紙5を確認してください。) ※2 補助金交付申請額は別紙6「陶土価格支援事業補助金額算定表」により算出してください。補助上限額 200 万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

●補助金交付申請額合計

補助金交付申請額 ①	補助金交付申請額 ②	補助金交付申請額(①+②)※

[※]補助上限額200万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

7 資金調達内訳

(単位:円) 事業に要する経費 (単位:円) 事業に要する経費の 補助金の交付を 合計 (税込) 受けるまでの財源内容 補助金交付 自己資金 借入金 その他 申請額 内訳 自己資金 借入金融機関名 「その他」の内容 借入金 その他

- **※** 「補助金交付申請額」は税抜で記載してください。
- 「事業に要する経費」表の「補助金交付申請額」以外については、自己資金、借入金、その他の区分ごとに 税込で記載してください。
- ※ 「補助金の交付を受けるまでの財源内容」表の「自己資金」、「借入金」、「その他」の合計額は、補助金 交付申請額と同額になるように計画してください。
- ※ 借入金融機関名は具体的な銀行名等を記載してください。

【以下、本補助金交付申請書作成支援を行った認定支援機関が記入して下さい】

認定支援機関		担当者名	
		連絡先 TEL	
		確認日	

- ※申請書提出にあたり、認定支援機関の確認は必須です。
- ※認定支援機関とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関(税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等)です。
- ※「認定支援機関」欄は、本支店である場合は、例えば「○○銀行(○○支店)」と記載してください。
- ※「担当者名」欄は、姓名とも記入してください。
- ※本補助金における認定支援機関には、佐賀県が設置する「佐賀型賃金 UP 支援チーム」を含みます。 「佐賀型賃金 UP 支援チーム事務局」連絡先 0952-97-8135

8 補助対象要件確認

(1) 事業者規模等要件(事業場単位ではなく、企業全体の内容について記載)

企業名(法人名、屋号等)	
本店所在地	
資本金又は出資の総額	円
企業全体で常時使用する従業員数	人
業種(別紙7参照)	□商業(卸売業・小売業)・サービス業(宿泊業・ 娯楽業除く) □サービス業のうち宿泊業・娯楽業 □製造業その他 □組合・CSO 記号 業種 大分類 中分類
事業者規模(要綱第2条参照)	□小規模(個人) 【補助金額:15万~200万円】 □小規模(法人) 【補助金額:30万~200万円】 □中小企業 【補助金額:50万~200万円】
みなし大企業ではない	□はい □いいえ

(2) 事業場内最低賃金引上げ要件

(2) -1 対象者基本情報(今回対象となる事業場に勤務する労働者について記入)

労働者職氏名					
採用年月日(和暦)		年	月	日	
		□引上げ時点で雇入れ後3か月を経過している			
賃金の引上げ年月日 (予定含む)	令和	年	月	日	
引上げに伴う給与支給日 (予定含む)	令和	年	月	日	
退職日 (既に退職している場合のみ記入)	令和	年	月	日	

(2) -2 賃金引上げ率算定(「月給の場合」、「日給の場合」、「時給の場合」いずれかを記入)

●月給の場合

	引上げ前					引上げ後 (予定含む)			
賃金の算定対象期間	令君	和 年	F 月	\exists \sim	令和	年 年	月	日~	
貝金の昇足対象期间	令表	和 年	F 月	日	令和	年 年	. 月	日日	
①1か月平均所定労働時間**			時間					時間	
②基本給				円				円	
③役職手当				円				円	
④住宅手当				円				円	
⑤その他手当(最低賃金の 対象となるものに限る)				円				円	
⑥時間額 ※小数点以下切捨て((②+③+④+⑤) ÷ ①)	7			円	8			円	
賃金引上げ率 ※小数第三位以下5 (⑧÷⑦ - 1) ×100 ≥ 5%	別捨て							%	

●日給の場合

	引上げ前				引上げ後 (予定含む)				含む)	
任人 0 然		う和	年	月	日~	令和] 4	丰	月	$\exists \sim$
賃金の算定対象期間	宁	今和	年	月	日	令和] 4	丰	月	日
1日の基本賃金					円					円
1日の所定労働時間数				時間						時間
⑨1か月の実労働時間数				時	間					時間
⑩支給金額(最低賃金の対				ITT						Э
象となるものに限る)				円						円
①時間額 ※小数点以下切捨て	60				(19)				Э	
(10 ÷ 9)	12				円	13				円
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て										%
$(3 \div 2 - 1) \times 100 \ge 5\%$										70

●時給の場合

	引上げ前					引上げ後 (予定含む)				含む)
賃金の算定対象期間	令和	左	F 月		日~	令乖	П	年	月	日~
貝金の昇足対象朔囘	令和	左	F A		日	令和		年	月	日
時給(=⑯時間額)	円							円		
4分働時間数	時間			間					時間	
⑤支給金額(最低賃金の対	対		円						円	
象となるものに限る)			1.4							1 4
⑩時間額 ※小数点以下切捨て(⑮ ÷ ⑭)	17 円			18				円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て (⑱÷⑰ - 1) ×100 ≧ 5%										%

[※]賃金台帳において時間額(時給額)が明記されている場合には、①・®の欄に直接転記することも可。

- ※1か月平均所定労働時間=(365日-年間休日日数)×1日の所定労働時間÷12か月
- ※同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。
- ※事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。
- ※賃金引上げ率の算定については、上記様式への記入を原則とするが、上記様式での計算が不可能な場合(算定対象期間の途中で給与単価に変更が生じた場合や同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合など)には、その理由を明記のうえ、別途任意の様式により提出すること。
- ※専従者については、事業場内最低賃金の算定対象者としない。
- ※添付する賃金台帳については、引上げ前(引上げの基準となる月)及び引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月の賃金台帳を提出してください。引上げ予定で申請をする場合は引上げ前の賃金台帳のみ提出してください。
- ※最低賃金の該当者が複数名いる場合は、該当者全員の「(2)事業場内最低賃金引上げ要件」を記入し、該当者全員の賃金台帳を提出すること。

(2) -3 佐賀県の地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の充足確認

令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にしている。					
いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定 (産業別) 最低賃金を下回っていない。					

提出書類(賃金UP要件)

- ·登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(※1)
- ・確定申告書別表の写し(※2)
- ・営業許可証の写し(営業許可が必要な業種のみ)
- ・県内の陶磁器製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類(納品書・受領書等)の写し (原材料等の製造業者等に該当する場合のみ)
- ・賃金台帳の写し(引上げ前と引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月) (提出書類別添に詳細を記載)
- ・従業員数を確認できる資料(法人の場合は法人事業概況説明書、個人の場合は青色申告 決算書又は収支内訳書)
- ・事業内容と金額の根拠が確認できる資料(見積書、カタログ等)(※3)
- ・ 陶土価格支援事業補助金額算定表 (必要に応じて)
- ・一者選定理由書(必要に応じて)(※3)
- ローカル発注調書(必要に応じて)(※4)
- ・設備導入等前後の状態を確認するための導入等前(導入等場所)写真 (※5)
- 誓約書(別紙1)
- ※1 申請の日の3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
- ※2 確定申告書の作成がない場合(設立後決算期や申告時期を迎えていない場合など) は、営業実態が客観的に確認できる資料を添付してください。

例:法人設立届書又は個人事業の開業届出書

- ※3 補助対象経費となるのは見積金額が10万円(税抜)以上のものに限る(修繕費を除く)ため、すべての見積りにおいて相見積書を添付してください。相見積書が取得できない場合は、一者選定理由書(交付要綱・別紙3)の提出が必要です。ただし、既に事業に着手し、発注済みの場合は契約内容や金額が分かる書類に代えることができます。陶土価格支援事業については別紙5に定める書類を提出してください。
- ※4 佐賀県内の事業者の見積もり額が県外の事業者の見積もり額より高額となる場合で県内の事業者と契約する場合はローカル発注調書(交付要綱・別紙4)を提出するものとする。
- ※5 設備導入等前後の状態が確認できるように、実施前の写真を提出してください。また、賃貸物件に施工を伴う設備導入等を行う場合は、賃貸借契約書の写し又は貸主の承諾書を提出してください。
- ※6 事業内容を確認するため、必要に応じて定款や決算書の提出を求める場合があります。
- ※7 その他、別途指示するものについて、資料提出を求める場合があります。

提出書類別添(賃金UP要件)

賃金台帳(事業場内最低賃金を確認する書類)について

計算根拠となる箇所にマーカーを引くなど、分かりやすくしてご提出ください。

1. 提出が必要な書類

- ・賃金台帳の写し(引上げ前※1と引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月※2)
 - ※1 引上げ前とは引上げの基準となる月の賃金台帳です。
 - ※2 引上げ予定で申請をする場合は引上げ前の賃金台帳のみ提出してください。
 - ※3 段階的に引上げを行う場合は最初の月が引上げ前となります。

2. 賃金台帳とは

労働基準法第108条において、従業員を雇うすべての使用者(事業者)に作成・保管が義務付けられているものです。正社員、パート、アルバイトや契約社員など雇用形態にかかわらず、同事業場で働くすべての従業員について記載する必要があります。

3. 賃金台帳に記載すべき事項

労働基準法施行規則第54条において、下記の事項の記載が定められています。

- 氏名
- 性別
- 賃金計算期間
- 労働日数
- 労働時間数
- 時間外労働時間数
- 休日労働時間数
- · 深夜労働時間数
- ・基本給、手当その他賃金の種類毎にその額
- ・控除項目とその額

4. 最低賃金の対象となる賃金について

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金です。

主な賃金ごとの対象・対象外は以下のとおりですので、こちらを参考に算定してください。また、対象・対象外の判断に迷われる場合には、必ず労働局等の所管機関にお尋ねください。

【最低賃金の対象となる賃金(例)】

· 基本給 · 職務手当 · 住宅手当

【最低賃金の対象とならない賃金(例)】

- ・賞与 ・時間外勤務手当 ・休日出勤手当 ・深夜勤務手当 ・通勤手当
- ・家族手当・・皆勤手当・その他臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

補助金申請書類チェックシート(賃金 UP 要件)

■提出書類の確認 申請書類について、書類ごとのチェック項目を確認してください。

		提出 書 類	部数	チェック	
補助	1				
チェ	1				
ッ ク 項 目	「5 事業の実施から完了までのスケジュール」は、事業完了 2 ### (A 55 0 5 4 B 45 B) オール・ファートストリーア				
	3	「6 経費明細表」に対象外経費を計上していない。			
補助	金交	· 付申請書(様式第1号の1)添付資料			
1	登訂	己事項証明書(履歴事項全部証明書)※法人のみ	1		
2	確定	E申告書別表第1の写し又は、営業実態が客観的にわかる資料	1		
3	営業許可証の写し(営業許可が必要な業種のみ) 1				
4		D陶磁器製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類(納品書・受領書等)の写し 原材料等の製造業者等に該当する場合のみ)	1		
5	法人	美員数を確認できる書類 、の場合:法人事業概況説明書の写し 、の場合:青色申告決算書又は収支内訳書の写し	1		
6	※ 1	会台帳の写し(引上げ前 ^{※1} と引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月 ^{※2}) 引上げ前とは引上げの基準となる月の賃金台帳です。 引上げ予定で申請をする場合は引上げ前の賃金台帳のみ提出してください。	1		
7	事業	美内容と金額の根拠が確認できる資料(見積書、カタログ等)	1		
8	陶土	ニ価格支援事業補助金額算定表 (必要に応じて)	1		
9	一者	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1		
10	п-	-カル発注調書(必要に応じて)	1		
11	設備	構導入等前後の状態を確認するための導入等前(導入等場所)写真	1		
12	誓系	内書 (別紙1) ※法人の代表者又は個人事業者が自署している。	1		

令和 月 年 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター 所 長 様

【申請者】

所在地

Ŧ

佐賀県

フリガナ

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

書類送付住所·宛名 Ŧ

(書類送付先が企業の住所・代表者と異なる場合に記載)

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付申請書

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要綱第7条第1項 の規定により、下記のとおり申請します。

記 実施事業: □設備投資・補修等支援事業 □長寿命化計画策定支援事業 □陶土価格支援事業 □価格転嫁推進のための専門家派遣事業** ※価格転嫁推進のための専門家派遣事業については本補助事業とは別に実施する 事業となります。交付申請時点で申込をしていることが必須です。 ※陶土製造業者は1つの事業で可。

- 2 補助金交付申請額: 円 金
- 添付資料 (添付している資料に ≥)
 - □登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
 - □確定申告書別表第1の写し

 - □営業許可証の写し(営業許可が必要な業種のみ)
 □従業員数を確認できる書類の写し(法人事業概況説明書、青色申告決算書、収支内訳書等)
 □県内の陶磁器製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類(納品書・受領書等)の写し
 - (原材料等の製造業者等に該当する場合のみ) □売上減少を証明する書類(法人事業概況説明書、売上台帳等)
 - スは □粗利益減少を証明する書類(試算表等) □事業経費の内容と金額が確認できるもの(見積書、カタログ等) □陶土価格支援事業補助金額算定表(必要に応じて)
 - □一者選定理由書(必要に応じて)
 - □ローカル発注調書(必要に応じて)
 - □設備導入等前後の状態を確認するための導入等前(導入等場所)写真
 - □誓約書(別紙1)
 - ※提出資料については最後に詳細を示していますので、必ずご確認のうえ提出するようにしてください。

4 事業実施計画書

申請事業場	事業場	の名称								
情報	事業場の	の所在地								
事業計画名										
事業実施期間	令和	年	月 目	~	令和	年	月	日		
		課題(要点 ⁾				載するこ	(と)			
		題の解決に								
事業内容 (※1)	(この事業	に意欲的に耳	文り組む計画	画である	ことが分れ	かるよう	に要点を	絞って記載する	こと)	
	○取組の	効果(取組)	効果を分か	りやすく	具体的に	記載する	こと)			
	施設(事	業所・店舗	前) 名称							
実施場所	所有形態			自己所有・賃貸・その他(
(※2)	住 所									
	電話番号									
				•					チェック欄	
		今回の補助金					又は他の	自治体が実施		
他の補助金の 利用確認	経費確認	過去のチャレンジ支援事業、設備導入支援事業、賃金UP支援事業、 佐賀県中小企業生産性向上支援事業、第2弾佐賀県中小企業産性向上支援事業、第4弾佐賀県中小企業生産性向上支援事業、 佐賀県多様な人材確保環境整備支援事業、第2弾佐賀県多様な 材確保環境整備支援事業で採択されたものと同一事業、同一経 を補助金の対象経費としていない。						県中小企業生 上支援事業、 関県多様な人		
	他の補助 金の申請 確認	カ 青 第5弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金に申請していない。								
財務諸表の確認	添付してい	いる売上確認	図書類又は	粗利益	確認書類	の写しに	こ虚偽は	ない。		

^{※1} 必要に応じて図表や別紙を添える等、事業内容が具体的に分かるよう記載してください。

^{※2} 複数ある場合は、行を挿入するなどして、すべて記載してください。

項目	予定年月(和曆)

- 現 日	了 正年 月(和僧)

[※] 事業完了期限(令和8年1月15日)までに事業が完了(納品・支払い及び実績報告書の提出が完了)するスケジュー ルとしてください。

6 経費明細表

(1) 「設備投資·補修等支援事業」「長寿命化計画策定支援事業」

5 事業の実施から完了までの予定スケジュール

(単位:円)

			(幸匹:11)
補助対象経費区分※1	事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)(A)	備考※2
機械装置・システム構築費			
広報費			
展示会等出展費			
開発費			
資料購入費			
雑役務費			
借料			
専門家謝金			
委託費			
外注費 (工事費)			
運搬費			
研修費			
修繕費			
合計			

寸申請額①※3:(A)×2/3以内(千円未満切捨て、税抜)

^{※1} 該当する「補助対象経費区分」の欄に記載してください。

^{※2} 経費の内容が分かる資料(見積書、カタログ、数量等)を添付してください。

^{※3} 補助金交付申請額は補助対象経費(A)(税抜)の合計に 2/3 を掛け、千円未満を切り捨てて算出してくださ い。補助上限額200万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

(2) 「陶土価格支援事業」

(単位:円)

補助対象経費区分	事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	備考※1
陶土購入費			
交付申請する陶土は天草			

補助金交付申請額②※2:値上分相当額(千円未満切捨て、税抜)	
--------------------------------	--

- ※1 経費の内容が分かる資料(値上げ前の単価が分かる書類、値上げ後の購入内容が分かる書類を添付してくだ さい。詳細は別紙5を確認してください。)
- ※2 補助金交付申請額は別紙6「陶土価格支援事業補助金額算定表」により算出してください。補助上限額 200 万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

●補助金交付申請額合計

補助金交付申請額①	補助金交付申請額 ②	補助金交付申請額(①+②)※

[※]補助上限額200万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

7 資金調達内訳

事業に要する経費 (単位:円) (単位:円) 事業に要する経費の 補助金の交付を 合計(稅込) 受けるまでの財源内容 補助金交付 自己資金 借入金 その他 申請額 内訳 自己資金 借入金融機関名 「その他」の内容 借入金 その他

- ※ 「補助金交付申請額」は税抜で記載してください。
- ※ 「事業に要する経費」表の「補助金交付申請額」以外については、自己資金、借入金、その他の区分ごとに 税込で記載してください。
- ※ 「補助金の交付を受けるまでの財源内容」表の「自己資金」、「借入金」、「その他」の合計額は、補助金 交付申請額と同額になるように計画してください。
- ※ 借入金融機関名は具体的な銀行名等を記載してください。

【以下、本補助金交付申請書作成支援を行った認定支援機関が記入して下さい】

	担当者名	
認定支援機関	連絡先 TEL	
	確認日	

- ※申請書提出にあたり、認定支援機関の確認は必須です。
- ※認定支援機関とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関(税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等)です。
- ※「認定支援機関」欄は、本支店である場合は、例えば「○○銀行(○○支店)」と記載してください。
- ※「担当者名」欄は、姓名とも記入してください。
- ※本補助金における認定支援機関には、佐賀県が設置する「佐賀型賃金 UP 支援チーム」を含みます。 「佐賀型賃金 UP 支援チーム事務局」連絡先 0952-97-8135

8 補助対象要件確認

(1) 事業者規模等要件(事業場単位ではなく、企業全体の内容について記載)

(工) 于术自然民 (女) (于术》中区 (18.8 ((並水上片の) 171 () () (114%)
企業名(法人名、屋号等)	
本店所在地	
資本金又は出資の総額	
企業全体で常時使用する従業員数	
業種(別紙7参照)	□商業(卸売業・小売業)・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)□サービス業のうち宿泊業・娯楽業□製造業その他□組合・CSO記号 業種大分類
	中分類
事業者規模	□小規模(個人) 【補助金額:15万~200万円】 □小規模(法人) 【補助金額:30万~200万円】 □中小企業 【補助金額:50万~200万円】
みなし大企業ではない	□はい □いいえ

(2) 売上・粗利益減少要件(「売上減少の場合」、「粗利益減少の場合」いずれかを記入)

●売上減少の場合

①令和5年10月~	1 . 1	年	月	円	②令和2年10月	, ,	年	月	円
令和7年3月まで の連続する3ヶ月	令和	年	月	円	~令和5年9月ま での連続する同	令和	年	月	円
の連続する3ヶ月の売上高	令和	年	月	円	3ヶ月の売上高	令和	年	月	円
, , ,		合計		円	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		合計		円
売上高減少率= (1 - ① ÷ ②) × 100 ≥ 10%									%

(注) 当該月の売上高が負の場合は「0」と記載すること。

●粗利益減少の場合

①令和5年10月~	, ,	年	月	円	②令和2年10月		年	月	円
令和7年3月まで の連続する3ヶ月	令和	年	月	円	~令和5年9月ま での連続する同	令和	年	月	円
の理航りる3ヶ月の粗利益額	令和	年	月	円	3ヶ月の粗利益	$\triangle \pm_{H}$	年	月	円
,_,,_,,		合計		円	額		合計		円
粗利益額減少率= (1 - ① ÷ ②) × 100 ≧ 3%									%

- (注) 当該月の粗利益額が負の場合は「0」と記載すること。
- ※この補助金における比較月の額については、期首・期末有高を加減算することを要しない。 ※製造原価計算書の作成がないとき、又は、売上原価の計算が示されていないときは、売上
- 高から仕入額を減じた金額とすることで差し支えない。
- ※法人にあっては、比較月の売上高の額は、法人事業概況説明書に記載の「売上(収入)金額」とすること、並びに、青色申告を行う個人にあっては、比較月の売上高の額は、「所得税青色申告決算書」に記載された「売上(収入)金額」とすることで差し支えない。)
- ※売上高及び粗利益額が「0」としている月がある場合は、次の表の備考欄の記載をお願い します。

○比較月に「0」がある理由記載欄

「0才	長示」	の年月		備考欄
令和	年	月	円	
令和	年	月	円	
令和	年	月	円	

提出書類(売上減少要件)

- ·登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(※1)
- ・確定申告書別表の写し(※2)
- ・営業許可証の写し(営業許可が必要な業種のみ)
- ・従業員数を確認できる資料(法人の場合は法人事業概況説明書、個人の場合は青色申告 決算書又は収支内訳書)
- ・県内の陶磁器製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類(納品書・受領書等)の写し (原材料等の製造業者等に該当する場合のみ)
- ・売上減少を証明する書類(法人事業概況説明書、売上台帳等) 又は 粗利益減少を証明する書類(試算表等)(提出書類別添に詳細を記載)
- ・事業内容と金額の根拠が確認できる資料(見積書、カタログ等)(※3)
- ・陶土価格支援事業補助金額算定表 (必要に応じて)
- ・一者選定理由書(必要に応じて) (※3)
- ローカル発注調書(必要に応じて)(※4)(
- ・設備導入等前後の状態を確認するための導入等前(導入等場所)写真 (※5)
- · 誓約書 (別紙1)
- ※1 申請の日の3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
- ※2 確定申告書の作成がない場合(設立後決算期や申告時期を迎えていない場合など) は、営業実態が客観的に確認できる資料を添付してください。

例:法人設立届書又は個人事業の開業届出書

- ※3 補助対象経費となるのは見積金額が10万円(税抜)以上のものに限る(修繕費を除く)ため、すべての見積りにおいて相見積書を添付してください。相見積書が取得できない場合は、一者選定理由書(交付要綱・別紙3)の提出が必要です。ただし、既に事業に着手し、発注済みの場合は契約内容や金額が分かる書類に代えることができます。陶土価格支援事業については別紙5に定める書類を提出してください。
- ※4 佐賀県内の事業者の見積もり額が県外の事業者の見積もり額より高額となる場合で 県内の事業者と契約する場合はローカル発注調書(交付要綱・別紙4)を提出する ものとする。
- ※5 設備導入等前後の状態が確認できるように、実施前の写真を提出してください。また、賃貸物件に施工を伴う設備導入を行う場合は、賃貸借契約書の写し又は貸主の 承諾書を提出してください。
- ※6 事業内容を確認するため、必要に応じて定款や決算書の提出を求める場合があります。
- ※7 その他、別途指示するものについて、資料提出を求める場合があります。

提出書類別添1 (売上減少要件)

売上高減少を証明する書類について

<u>証明となる各書類の対象月及び比較月にマーカーを引くなどして分かりやすく</u>してご提出ください。

- 1 法人の場合
 - ①対象月の売上月額が確認できる書類の写し(以下のいずれか)
 - 対象事業を記載した売上台帳
 - 試算表
 - ・法人事業概況説明書(1,2ページ)
 - ②比較月の売上月額が確認できる書類の写し(以下のいずれか)
 - 対象事業を記載した売上台帳
 - 試算表
 - ・法人事業概況説明書(1,2ページ)
- 2 個人の場合
 - ①対象月の売上月額が確認できる書類の写し

【確定申告が青色申告の方】(以下のいずれか)

- 対象事業の売上月額を記載した売上台帳
- ・青色申告決算書(1,2ページ)(月別売上(収入金額)で売上が確認できるもの)

【確定申告が白色申告の方】

対象事業の売上月額を記載した売上台帳

【確定申告しない方】

- 対象事業の売上月額を記載した売上台帳
- ②比較月の売上月額が確認できる書類の写し

【確定申告が青色申告の方】(以下のいずれか)

- 対象事業の売上月額を記載した売上台帳
- ・青色申告決算書(1,2ページ)(月別売上(収入金額)で売上が確認できるもの)

【確定申告が白色申告の方】

・対象事業の売上月額を記載した台帳

【確定申告していない方】

- ・対象事業の売上月額を記載した売上台帳
- ※事業や店舗ごとではなく、企業単位で事業や店舗を合算した売り上げが減少している必要があります。
- ※主たる事業の他に副業等で得た売上についても合算して算出してください。
- ※売り上げの概念がない事業については、事業収入に該当する金額をご確認ください。

提出書類別添2 (売上等減少要件)

粗利益減少を証明する書類について

<u>証明となる各書類の対象月及び比較月にマーカーを引くなどして分かりやすく</u>してご提出ください。

- 1 法人の場合
 - ①対象月の粗利益(総売上利益)が確認できる書類の写し(以下のいずれか)
 - ・法人事業概況説明書(1,2ページ)
 - 試算表
 - ・対象月の粗利益を算出できる売上台帳及び仕入台帳
 - ②比較月の粗利益(売上総利益)が確認できる書類の写し(以下のいずれか)
 - ・法人事業概況説明書(1,2ページ)
 - 試算表
 - ・比較月の粗利益を算出できる売上台帳及び仕入帳
- 2 個人の場合
 - ①対象月の粗利益(売上総利益)が確認できる書類の写し
 - ・対象月の粗利益を算出できる売上台帳及び仕入台帳
 - ②比較月の粗利益(売上総利益)が確認できる書類の写し

【確定申告が青色申告の方】 (以下のすべて)

- ・比較期間の所得税確定申告書(申告書B)第一表・第二表、青色申告書決算書(1,2 ページ)
- ※青色申告決算書2ページ目に記載された月別売上(収入金額)で売上金額及び仕入金額が確認できない場合は、売上台帳及び仕入台帳も添付してください。

【確定申告が白色申告の方】 (以下のすべて)

・比較月の粗利益を算出できる売上台帳及び仕入帳

【確定申告していない方】

- ・比較月の粗利益を算出できる売上台帳及び仕入帳
- ※事業や店舗ごとではなく、企業単位で事業や店舗を合算した粗利益が減少している必要があります。

補助金申請書類チェックシート (売上減少要件)

■提出書類の確認

申請書類について、書類ごとのチェック項目を確認してください。

	提出書類	部数	チェック
補助	1		
チェ	「4 事業実施計画書」の「事業実施期間」は、事業完了期限 1 (令和8年1月15日)までになっている。		
ック	「5 事業の実施から完了までのスケジュール」は、事業完了 期限(令和8年1月15日)までに完了する計画になっている。		
項目	3 「6 経費明細表」に対象外経費を計上していない。		
補助	金交付申請書(様式第1号の2)添付資料		
1	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※法人のみ	1	
2	確定申告書別表第1の写し又は、営業実態が客観的にわかる資料	1	
3	営業許可証の写し(営業許可が必要な業種のみ)	1	
	従業員数を確認できる書類		
4	1		
	個人の場合:青色申告決算書又は収支内訳書の写し		
5	県内の陶磁器製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類(納品書・受領書等)の写し (原材料等の製造業者等に該当する場合のみ)	1	
6	売上減少を証明する書類(法人事業概況説明書、売上台帳等)	1	
0	又は 粗利益減少を証明する書類(試算表等)	•	
7	事業内容と金額の根拠が確認できる資料(見積書、カタログ等)	1	
8	陶土価格支援事業補助金額算定表	1	
9	一者選定理由書(必要に応じて)	1	
10	ローカル発注調書(必要に応じて)	1	
11	設備導入等前後の状態を確認するための導入等前(導入等場所)写真	1	
12	誓約書(別紙1) ※法人の代表者又は個人事業者が自署している。	1	

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター 所 長 様

【補助事業者】

所在地 〒

佐賀県

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上 · 陶土価格高騰緩和支援補助金 交付決定辞退届出書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県窯業 関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金について、佐賀県窯業関連中小企業 生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要綱の規定に基づき、交付決定を辞退します ので届け出ます。 様式第3号(第10条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター 所 長 様

【補助事業者】

所在地 〒

佐賀県

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上·陶土価格高騰緩和支援補助金 変更承認申請書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金〇〇〇円の減額承認を受け〕たいので、佐賀の焼物・陶土価格高騰緊急応援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更補助事業計画書(別紙1)
- 2 変更事業経費積算書(別紙2)

【注意】1. 金額の変更のない変更申請の場合は [] の分は消去すること。

様式第3号別紙1 変更補助事業計画書

申請事業場	事業場の名称							
情報	事業場の所在地							
事業計画名								
事業実施期間	令和	年 月		~	令和	年	月	日
認定支援機関名								
事業内容 (※1)	○変更理由○変更内容○変更の効果							
	施設(事業所・店舗	制 名称	4		T.100 10	- 11 /		
実施場所	所有形態		目己所	有・1	賃貸・その	の他()	
(※2)	住 所							
	電話番号							

- ※1 必要に応じて図表や別紙を添える等、事業内容が具体的に分かるよう記載してください。
- ※2 複数ある場合は、行を挿入するなどして、すべてご記入ください。

(1) 「設備投資・補修等支援事業」「長寿命化計画策定支援事業」

単位(円)

補助対象 経費区分	補助対象経費 (変更前) (税抜)	補助対象経費 (B) (変更後) (税抜)	補助金交付申請額① (B)×2/3 以内 (千円未満は切捨て)	備考
機械装置・システム構築費				
広報費				
展示会等出展費				
開発費				
資料購入費				
雑役務費				
借料				
専門家謝金				
委託費				
外注費 (工事費)				
運搬費				
研修費				
修繕費				_
合 計				

- ※1 該当する「補助対象経費区分」の欄に記載してください。
- ※2 経費の内容が分かる資料(見積書、カタログ、数量等)を添付してください。
- ※3 補助金交付申請額は補助対象経費(B)(税抜)の合計に2/3を掛け、千円未満を切り捨てて算出してください。 補助上限額200万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。
 - (2) 「陶土価格支援事業」

単位(円)

補助対象	補助対象経費	補助対象経費	補助金交付申請額②		
		(変更前)	(B) (変更後)	値上分相当額	備考
	経費区分	(税抜)	(税抜)	(千円未満は切捨て)	
	陶土購入費				
	合 計				

^{※1} 経費の内容が分かる資料 (値上げ前の単価が分かる書類、値上げ後の購入内容が分かる書類を添付してください。詳細は別紙5を確認してください。)

^{※2} 補助金交付申請額は別紙6「陶土価格支援事業補助金額算定表」により算出してください。補助上限額 200 万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

●補助金交付申請額合計

補助金交付申請額 ①	補助金交付申請額 ②	補助金交付申請額(①+②)※

[※]補助上限額 200 万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター 所 長 様

【補助事業者】

所在地 〒

佐賀県

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金 中止承認申請書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県窯業 関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金について、以下の理由により事業を 中止したいので、佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要 綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止する事業計画
- 2 事業を中止する理由
- 3 事業を中止する期間

様式第5号(第10条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター 所 長 様

【補助事業者】

所在地 〒

佐賀県

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上·陶土価格高騰緩和支援補助金 廃止承認申請書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県窯 業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金について、以下の理由により事 業を廃止したいので、佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金 交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 廃止する事業計画
- 2 事業を廃止する理由
- 3 事業を廃止する時期

様式第6号(第13条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター 所 長 様

【補助事業者】

所在地 〒

佐賀県

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上·陶土価格高騰緩和支援補助金 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金の遂行状況について、佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業の遂行状況等 別紙のとおり (様式任意)

様式第7号の1 (第14条関係) (賃金UP要件)

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター 所 長 様

【補助事業者】

所在地 〒

佐賀県

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上·陶土価格高騰緩和支援補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知〔があり、令和 年 月 日付け佐産イ第 号により変更交付決定の通知〕があった佐賀県窯業関連中 小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金について、下記のとおり事業を実施した ので、佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要綱の規定 により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施結果報告書(別紙1)
- 2 事業経費実績書(別紙2)
- 3 事業場内最低賃金引上げ実績書(別紙3)※引上げ予定の内容で申請していた場合
- 4 補助事業に係る経理書類の写し(見積書、契約書、請求書、領収証など)
- 5 陶土価格支援事業補助金額算定表(必要に応じて)
- 6 賃金台帳の写し(交付申請月~令和7年11月分まで) ※引上げ予定の内容で申請していた場合
- 7 補助金の振込を希望する銀行通帳の写し (表紙および口座情報がわかるページ)
- ※ 【提出時削除】複数回変更交付決定を受けている場合は、変更交付決定の日及び文書番号 を列記すること。

様式第7号の1別紙1 (第14条関係) (賃金 UP 要件)

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金 事業実施結果報告書

事業計画名											
事業実施期間	令和	年	月	日	~	令和	年	月	日		

※事業実施期間の終期は、最終の支払い完了日(前金払いの場合は、最終の検収日)を記載してください。

I 補助事業者の概要

事業場名等	(法人の	場合は法人名、	個人事業主の場	場合は屋号、店	舗名等)	
所在地	〒					
(事業を実施	佐賀県					
した場所)						
代表者	職名:			氏名:		
事業担当者	職名:			氏名:		
中***和小**	复	電話番号:				
事業担当者	ファック	ウス番号:				
連絡先		E-mail:				

添付書類

- ・補助事業の成果物 (写真等) ※同一商品を複数購入の場合は個体識別番号の写真を添えること
- ・設置前と設置後の写真(取付等の工事が必要な場合)
- ・店舗等外観写真(店舗名や事業所名が入り、店舗の実態が確認できるもの)
- ・その他所長が必要と認める書類

■ 事業実施結果の詳細

事業の実施実績(経過及び具体的内容)
※補助事業計画書「事業の実施内容」の項目ごとに実績を記載すること
事業の効果または今後期待される効果
※当該事業の実施により、どのような効果があったのか、補助事業計画書「事業実
施により見込まれる効果」ならびに「効果の測定方法」に関連させて記述するこ
と。

Ⅲ 事業の開始から完了までの実績スケジュール

項目	実施年月日 (和曆)

[※]事業実施期間と一致するように記載してください。

IV 経費内訳総括表(詳細は事業経費実績書(様式第7号別紙2)に記載)

(1) 「設備投資・補修等支援事業」「長寿命化計画策定支援事業」(様式第7号別紙2)に記載)

単位:円

			単位:円
補助対象経費区分	事業に要した 経費 (税込)	補助対象経費 (B) (税抜)	補助金交付請求予定額 ① (C)=(B)×2/3 以内 (千円未満は切り捨て)
機械装置・システム構築費			
広報費			
展示会等出展費			
開発費			
資料購入費			
雑役務費			
借料			
専門家謝金			
委託費			
外注費 (工事費)			
運搬費			
研修費			
修繕費			
合 計			

[※]補助金交付請求予定額(C)を計算した結果、金額が交付決定額を超える場合は、増額分は自己負担となり交付決定額が補助金交付請求予定額となります。

(2) 「陶土価格支援事業」

単位:円

補助対象経費区分	事業に要した 経費 (税込)	補助対象経費 (B) (税抜)	値上分	交付請求予定額 ② (C) 相当額(千円未 は切り捨て)
陶土購入費				
合 計				
購入した陶土は天草陶石を				

※補助金交付請求予定額(C)は別紙6「陶土価格支援事業補助金額算定表」により算出してください。 補助金交付請求予定額(C)を計算した結果、金額が交付決定額を超える場合は、増額分は自己負担と なり交付決定額が補助金交付請求予定額となります。

●補助金交付請求予定額合計

補助金交付請求予定額	補助金交付請求予定額	補助金交付請求予定額
1	2	(D) = ① + ②

[※]補助金交付請求予定額 (D) を計算した結果、金額が交付決定額を超える場合は、増額分は自己負担となり交付決定額が補助金交付請求予定額となります。

V 交付申請時の経費明細 単位:円

事業に要する経費 の合計 (税込)	補助対象経費 (税抜)	交付決定額	交付決定額と補助金交 付請求予定額の相違

様式第7号の1別紙2(第14条関係)(賃金UP要件)

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上·陶土価格高騰緩和支援補助金 事業経費実績書 [設備投資·補修等支援事業,長寿命化計画策定支援事業]

(単位:円)

補助対象 経費区分	品名・実施内容等	仕様・型式 ・実施概要等	数量	単位	補助事業に要する 経費(税込)	補助対象経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	備考
						小計		
			1	ı		小計		
			ı	Т		小計		
						1		
			T	Τ		小計		
						1 31		
			I	Π		小計		
						1 =1		
						小計		
						合計		

【注意】必要に応じて、行を増やしてください。

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金 事業場内最低賃金引上げ実績書

※引上げ予定の内容で申請していた場合のみ提出

Ⅱ-1 対象者基本情報(申請時と同一の労働者について記載)

労働者職氏名				
採用年月日 (和暦)		年	月	П
賃金の引上げ年月日	令和	年	月	П
引上げに伴う給与支給日	令和	年	月	П
退職日	令和	年	月	月

II-2 賃金引上げ率算定(「月給の場合」、「日給の場合」、「時給の場合」いずれかを記入。)

●月給の場合

	引上げ前						引上	げ後	
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日~	令和	П	年	月	日~
貝金の昇足対象期间	令和	年	月	日	令和	П	年	月	日
①1か月平均所定労働時間				時間					時間
②基本給				円					円
③役職手当				円					円
④住宅手当				円					円
⑤その他手当(最低賃金の 対象となるものに限る)				円					円
⑥時間額 ※小数点以下切捨て((②+③+④+⑤)÷①)	7			円	8				円
賃金引上げ率 ※小数第三位以下 (⑧÷⑦ - 1) ×100 ≥ 5%	切捨て	-							%

●日給の場合

		引.	上げ前			引上げ後			
賃金の算定対象期間	令乖	年	月	日~	令和	年 年	月	日~	
貝金の昇止対象期间	令利	年 年	月	日	令和	年 年	月	日	
1日の基本賃金									
1日の所定労働時間数	時間							時間	
⑨1か月の実労働時間数				時間				時間	
⑩支給金額(最低賃金の対象となるものに限る)				円				円	
①時間額 ※小数点以下切捨て(⑩ ÷ ⑨)	12			円	13			円	
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て (⑬÷⑫ - 1) ×100 ≥ 5%							%		

●時給の場合

	引上げ前					引上		
任人 6		予和5年	月	日~	4	令和5年	月	日~
賃金の算定対象期間	ŕ	今和5年	月	日	2	令和5年	月	日
時給 (=16時間額)				円				円
④ 労働時間数				時間				時間
⑤支給金額(最低賃金の対				Ш				Ш
象となるものに限る)				円				円
16時間額 ※小数点以下切捨て	(17)			ш	10			m
(15 ÷ 14)	17)			円	18			円
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て								0/
$(\$ \div \$ 7 - 1) \times 100 \ge 5\%$								%

[※]賃金台帳において時間額(時給額)が明記されている場合には、①・®の欄に直接転記することも可。

※添付する賃金台帳については、交付申請月前月~令和7年11月までの分について提出すること。

II − 3 添付資料の真偽チェック

 添付している賃金台帳の写しに虚偽はない。	チェック欄
然内している真金口帳の子しに歴例はない。	

様式第7号の2 (第14条関係) (売上減少要件)

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター 所 長 様

【補助事業者】

所在地 〒

佐賀県

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上·陶土価格高騰緩和支援補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知〔があり、令和 年 月 日付け佐産イ第 号により変更交付決定の通知〕があった佐賀県窯業関連中 小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金について、下記のとおり事業を実施した ので、佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要綱の規定 により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施結果報告書(別紙1)
- 2 事業経費実績書(別紙2)
- 3 補助事業に係る経理書類の写し(見積書、契約書、請求書、領収証など)
- 4 陶土価格支援事業補助金額算定表(必要に応じて)
- 5 補助金の振込を希望する銀行通帳の写し (表紙および口座情報がわかるページ)
- ※ 【提出時削除】複数回変更交付決定を受けている場合は、変更交付決定の日及び文書番号 を列記すること。

様式第7号の2別紙1 (第14条関係) (売上減少要件)

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金 事業実施結果報告書

事業計画名											
事業実施期間	令和	年	月	日	~	令和	年	月	日		

※事業実施期間の終期は、最終の支払い完了日(前金払いの場合は、最終の検収日)を記載してください。

I 補助事業者の概要

事業場名等	(法人の	場合は法人名、	個人事業主の場	場合は屋号、店	舗名等)
所在地	〒				
(事業を実施	佐賀県	:			
した場所)					
代表者	職名:			氏名:	
事業担当者	職名:			氏名:	
中***和小**	复	電話番号:			
事業担当者	ファック	ウス番号:			
連絡先		E-mail:			

添付書類

- ・補助事業の成果物 (写真等) ※同一商品を複数購入の場合は個体識別番号の写真を添えること
- ・設置前と設置後の写真(取付等の工事が必要な場合)
- ・店舗等外観写真(店舗名や事業所名が入り、店舗の実態が確認できるもの)
- ・その他所長が必要と認める書類

Ⅱ 事業実施結果の詳細

事業の実施実績(経過及び具体的内容)
※補助事業計画書「事業の実施内容」の項目ごとに実績を記載すること
事業の効果または今後期待される効果
※当該事業の実施により、どのような効果があったのか、補助事業計画書「事業実
施により見込まれる効果」ならびに「効果の測定方法」に関連させて記述するこ
と。

Ⅲ 事業の開始から完了までの実績スケジュール

項目	実施年月日(和暦)

※事業実施期間と一致するように記載してください。

IV 経費内訳総括表

(1) 「設備投資・補修等支援事業」「長寿命化計画策定支援事業」(様式第7号別紙2) に記載)

単位:円

			里位: 円
補助対象経費区分	事業に要した 経費 (税込)	補助対象経費 (B) (税抜)	補助金交付請求予定額 ① (C)=(B)×2/3 以内 (千円未満は切り捨て)
機械装置・システム構築費			
広報費			
展示会等出展費			
開発費			
資料購入費			
雑役務費			
借料			
専門家謝金			
委託費			
外注費 (工事費)			
運搬費			
研修費			
修繕費			
合 計			

[※]補助金交付請求予定額(C)を計算した結果、金額が交付決定額を超える場合は、増額分は自己負担となり交付決定額が補助金交付請求予定額となります。

(2) 「陶土価格支援事業」

単位:円

補助対象経費区分	事業に要した 経費 (税込)	補助対象経費 (B) (税抜)	値.	交付請求予定額 ② (C) 上分相当額 :満は切り捨て)
陶土購入費				
合 計				
購入した陶土は天草陶石を				

※補助金交付請求予定額(C)は別紙6「陶土価格支援事業補助金額算定表」により算出してください。 補助金交付請求予定額(C)を計算した結果、金額が交付決定額を超える場合は、増額分は自己負担と なり交付決定額が補助金交付請求予定額となります。

●補助金交付請求予定額合計

補助金交付請求予定額	質 補助金交付請求予定額	補助金交付請求予定額
	2	(D) = (1) + (2)

[※]補助金交付請求予定額(D)を計算した結果、金額が交付決定額を超える場合は、増額分は自己負担となり交付決定額が補助金交付請求予定額となります。

V 交付申請時の経費明細 単位:円

事業に要する経費	補助対象経費	交付決定額	交付決定額と補助金交
の合計(税込)	(税抜)		付請求予定額の相違

様式第7号の2別紙2 (第14条関係) (売上減少要件)

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上·陶土価格高騰緩和支援補助金 事業経費実績書 [設備投資·補修等支援事業,長寿命化計画策定支援事業]

(単位:円)

								(中位・11)
補助対象 経費区分	品名・実施内容等	仕様・型式 ・実施概要等	数量	単位	補助事業に要する 経費(税込)	補助対象経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	備考
						小計		
						小計		
						小計		
						小計		
						小計		
					_			
						小計		
						合計		

【注意】必要に応じて、行を増やしてください。

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター

所 長 様

【補助事業者】

所在地 〒

佐賀県

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上·陶土価格高騰緩和支援補助金 交付請求書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号で確定通知があった佐賀県窯業関連中小企業生産性 向上・陶土価格高騰緩和支援補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県窯業関連中小企 業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金〇〇〇円

金融機関名

支店名

口座種別・口座番号

口座名義人 (フリガナ)

口座名義人

※実績報告書提出時に添付した口座と異なる場合は「振込口座の通帳の写し」をあらためて添付してください。(銀行名、支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)全てが分かるページ)

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター

所 長 様

【補助事業者】

所在地 〒

佐賀県

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

財産処分承認申請書

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要綱第19条第2項の規定により申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由
- 5 処分財産の写真・図面等 別添のとおり

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター

所 長 様

【補助事業者】

所在地 〒

佐賀県

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金に係る 産業財産権等取得等届出書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金について、佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要綱第 21 条の規定に基づき、下記のとおり産業財産権等の取得(出願、譲渡、実施権の設定)をしたので届け出ます。

記

- 1 産業財産権等の種類、番号、出願日等
- 2 産業財産権等の内容
- 3 相手先及び条件(譲渡、実施権設定の場合)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、公益財団法人佐賀県産業振興機構佐賀県産業イノベーションセンター (以下「センター」という。) が必要な場合には、 佐賀県を通じて佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が「センター」等における身分確認に利用することに同意します。

記

- ・虚偽又は不正が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- ・「センター」から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、佐賀県等を通じ補助金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を 公表されることに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的 に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ・事業計画の内容は以下に掲げる事業には該当しません。
 - ア 公募要領にそぐわない事業
 - イ 事業の実施の大半を他社に外注又は委託し、企画だけを行う事業
 - ウ 建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
 - エ 公序良俗に反する事業
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条第1項第4号に定める事業、また、同条第4項から同条第13項第2号までに定める事業
 - カ 政治団体、宗教上の組織又は団体による事業
 - キ 重複案件 同一事業場が当該補助金に複数申請を行った場合の2件目以降の申請分 他の申請者が提出した申請書の内容と酷似している申請
 - ク 申請時に虚偽の内容を含む事業
 - ケ その他申請要件を満たさない事業

以上

令和 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

企業名 代表者名(自署)

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等) ※法人の代表者又は個人事業者が自署してください

(フリガナ)

※法人、店舗等の所在地・住所を記載してください

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター

所 長 様

【補助事業者】

所在地 〒

佐賀県

企業名

(法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等)

代表者役職·氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

E-Mail

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金に係る 期限延長の申出書

令和 年 月 日付けで提出した交付申請書の事業計画について、佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記により期限延長を申し出ます。

延長を希望する期限	令和	年	月	目
延長を希望する理由				

※延長できるのは、最長で下記期限までです。

令和8年1月31日

別紙3 (第11条第1項、第2項関係)

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金に係る 一者選定理由書

申請者名:	
設置場所(店舗名等)	
契約する事業者名	
契約する対象	
メーカー、型番・機種番号等	
一者となる理由を以下から1つ	選択してチェックしてください。
□オーダーメイド(□県	内一者 □県外一者)
□メーカー直販 (□県	·内一者 □県外一者)
□特定代理店販売 (□県	具内一者 □県外一者)
□県内に取扱業者がない	(県外一者選定の場合に限る)
□上記のほか、佐賀県イノ	ベーションセンターが認めるもの (該当記号)
※経緯や補足説明等を簡潔は	こ記載してください

(注) 2者見積書の入手が困難な理由としては、オーダーメイドや、メーカー直販、特定代理店販売により 販売経路が限られている場合、県内に取扱業者がない場合又は、下記に掲げるセンターが認める場合と なります。

佐賀県産業イノベーションセンターが認めるもの

ア 定価販売品につき随契

購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく2者以上の者から見積書を徴することが無意味と認められるとき。(書籍、図書券等)

イ 中古販売品で2者以上の見積書の入手が困難であることから随契

購入しようとする物品と同一の品質、規格、年式のものの在庫があることが極めて稀であり、2者以上の者から見積書を徴することが不可能と認められるとき。

ウ 購入店(修繕等)と随契

物品の改良・修繕等がその購入店以外では困難である特段の理由があるとき。(販売特約店等)

工 過去の指名競争入札等による契約と同等の随契

過去6ヶ月以内において、当該購入予定物品と種類及び数量をほぼ同じくする契約(競争入札又は見積合せの方法で締結した場合)を既に締結したことのある物品について、その後経済上の変動もなく、かつ、 購入の相手方が前回の納入単価で納入することについて了承したとき。

オ 現在履行中の契約と関連した随契

現在履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する発注であり、当該履行中の契約の相手方である業者に発注することが合理的であるとき。

カ 長年の取引先であることから随契

長年にわたる取引関係により信頼関係を築いている事業者であり、維持管理も含めた総合的な観点から有利であるとき。

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金に係る ローカル発注調書

※比較見積業者が県外事業者しかない場合で、かつ、 県内事業者の見積額より県外事業者の見積額が安価である場合

申請者名	
設置場所 (店舗名等)	※複数申請する場合は、すべてを記載してください。
契約する県内事	事業所名:
業所	事業所の所在地:
事業所の本店が	
所在する都道府	
県名	
契約する対象	
メーカー、型	
番•機種番号等	

別紙5 (第4条第2項、第11条第5項関係)

○陶土価格支援事業の補助対象期間 (第4条第2項)

陶土価格支援事業の補助対象期間は各陶土製造業者の値上げ日から実績報告日までに発生した 陶土購入費を対象とする。また、令和7年2月6日以降各陶土製造業者の値上げ実施日の前日ま でを比較を行う値上げ前の期間とする。

値上げ日
令和7年8月1日
令和7年9月1日
令和7年8月1日
令和7年8月1日
令和7年9月1日
令和7年9月1日

○陶土価格支援事業の対象経費算定に関する考え方 (第11条第5項)

- (1) 補助金交付予定額※について
 - ・値上げ前後の単価差額(円/kg)に補助対象期間に購入した量(kg)を乗じたものが補助 交付予定額となる。(千円未満切り捨て)
 - ・補助金交付予定額が 10 万円 (税抜) 以上になるものを対象経費とする。 ※別紙 6 「陶土価格支援補助金額算定表」での算定額です。
- (2) 値上げ前の単価の確認書類について
 - ・値上げ後に購入する(予定を含む)陶土名及びその単価と比較確認できる書類(請求書等)[値上げ前に購入したもの]を提出するものとする。
 - ・値上げ前に購入実績のない陶土の購入をする場合は、陶土製造業者から値上げ前の単価 を証明できる書類(価格単価表、価格証明書等)を徴取し、提出するものとする。
- (3) 値上げ後の単価及び購入内容の確認書類について
 - ・値上げ後に購入する陶土の単価及び購入量が分かる書類(見積書等)を提出するものと する。
 - ・発注済みの経費については請求書等。
- (4) 陶土製造業者(出荷業者)からの書類徴取が困難な場合
 - ・肥前陶土工業協同組合が作成する購入内容が証明できる書類(見積書、請求書等)で可とする。
 - (例) 値上げ前の単価の証明→肥前陶土工業協同組合が作成する請求書等 値上げ後の購入内容証明→肥前陶土工業協同組合が作成する見積書等

別紙6

○陶土価格支援事業補助金額算定表(交付申請用・変更承認申請用・実績報告用)

			単価(円/kg)				賱	入量(kg)				補助金算定(円)	
nt- 1 to	値上前	値上後	差額	陶土	値上実施日	令和7年					令和8年		補助対象	事業に要した	補助金交付請求
陶土名	[A]	(B)	[C]	購入元		8月	9月	10月	11月	12月	1月	計	経費 (税抜)	経費 (税込)	(予定)額
	R7.2.6~值上前日	值上実施日~	C=A-B									[D]	[E] E=B×D	(F) F=E×1.1	$[G]$ $G = C \times D$
		> ¢//	0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0									0	0	0	0
			0		A =1	0		0	0			0	0	0	0
♥#4#4	ちごいり はぇ カリナー	、エノギナ」、			合計		1 🗆 1 🗆	D + 2/- +	+/ + <===	1 71.7	1 0 + 0 0 7***	0 #m+++布~	+	プロナ港四歩後	0
	箇所以外は入力しない + ス サロ ◇ はな ◇ は * -		(+ ° + ,			※令和8年	1月15	日までに文	払まで完了	している	もののみか州	即対家で	9	千円未満切捨後→	0
※行を追加す	する場合は行全体をこ	コヒーして挿入して	ください												

※「陶土価格支援事業補助金算定表」についてはエクセルデータを佐賀県産業イノベーションセンターホームページからダウンロードをして 作成してください。 < https://sagaperch.jp/news/000269.php >

別紙7

日本標準産業分類に基づく業種分類

補助事業計画書に記載する「主たる業種」の大分類と中分類は以下のとおりです。

I 大分類

大分類	業種	大分類	業種
Α	農業・林業	К	不動産業、物品賃貸業
В	漁業	L	学術研究、専門・技術サービス業
С	鉱業、採石業、砂利採取業	М	宿泊業、飲食サービス業
D	建設業	N	生活関連サービス業、娯楽業
E	製造業	0	教育、学習支援業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	Р	医療、福祉
G	情報通信業	Q	複合サービス事業
Н	運輸業、郵便業	R	サービス業(他に分類されないもの)
I	卸売業、小売業	S	公務 (他に分類されるものを除く)
J	金融業・保険業	T	分類不能の産業

Ⅱ 中分類

	AS		
中分類	業 種	中分類	業種
0 1	農業	5 1	繊維・衣服等卸売業
0 2	林業	5 2	飲食料品卸売業
0 3	漁業 (水産養殖業を除く)	5 3	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
0 4	水産養殖業	5 4	機械器具卸売業
0 5	鉱業、採石業、砂利採取業	5 5	その他の卸売業
0 6	総合工事業	5 6	各種商品小売業
0 7	職別工事業(設備工事業を除く)	5 7	織物・衣類・身の回り品小売業
8 0	設備工事業	58	飲食料品小売業
0 9	食料品製造業	5 9	機械器具小売業
1 0	飲料・たばこ・飼料製造業	60	その他の小売業
1 1	繊維工業	6 1	無店舗小売業
1 2	木材・木製品製造業(家具を除く)	6 2	銀行業
1 3	家具・装備品製造業	6 3	協同組織金融業
1 4	パルプ・紙・紙加工品製造業	6 4	貸金業、クレジットカード業等非預金
			信用機関
1 5	印刷・同関連業	6 5	金融商品取引業、商品先物取引業
1 6	化学工業	6 6	補助的金融業等
1 7	石油製品・石炭製品製造業	6 7	保険業(保険媒介代理業、保険サービ
			ス業を含む)
1 8	プラスチック製品製造業(別掲を除	68	不動産取引業
	<)		
1 9	ゴム製品製造業	6 9	不動産賃貸業・管理業
2 0	なめし革・同製品・毛皮製造業	7 0	物品賃貸業

2 1	窓業・土石製品製造業	7 1	学術・開発研究機関
2 2	鉄鋼業	7 2	専門サービス業(他に分類されないも
2 2	以	, 2	の)
2 3	非鉄金属製造業	7 3	広告業
2 4	金属製品製造業	7 4	技術サービス業(他に分類されないも
			の)
2 5	はん用機械器具製造業	7 5	宿泊業
2 6	生産用機械器具製造業	7 6	飲食店
2 7	業務用機械器具製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業	7 8	洗濯・理容・美容・浴場業
2 9	電気機械器具製造業	7 9	その他の生活関連サービス業
3 0	情報通信機械器具製造業	8 0	娯楽業
3 1	輸送用機械器具製造業	8 1	学校教育
3 2	その他の製造業	8 2	その他の教育、学習支援業
3 3	電気業	8 3	医療業
3 4	ガス業	8 4	保健衛生
3 5	熱供給業	8 5	社会保険・社会福祉・介護事業
3 6	水道業	8 6	郵便局(親書便事業を含む)
3 7	通信業	8 7	協同組合(他に分類されないもの)
3 8	放送業	8 8	廃棄物処理業
3 9	情報サービス業	8 9	自動車整備業
4 0	インターネット附随サービス業	9 0	機械等修理業(別掲を除く)
4 1	映像・音声・文字情報制作業	9 1	職業紹介・労働者派遣業
4 2	鉄道業	9 2	その他の事業サービス業
4 3	道路旅客運送業	9 3	政治・経済・文化団体
4 4	道路貨物運送業	9 4	宗教
4 5	水運業	9 5	その他のサービス業
4 6	航空運輸業	9 6	外国公務
4 7	倉庫業	9 7	国家公務
4 8	運輸に附随するサービス業	98	地方公務
4 9	郵便業	9 9	分類不能の産業
5 0	各種商品卸売業		

巻末

【変更点】

・別表第3 (第4条関係)の、補助事業の対象と認められる経費の「借料」について、「*2 自主事業などの補助事業以外にも使用するもの、通常の生産活動のために使用するものは補助対象外となります。」を削除しました。(2025.10.6)